



# 鳥取県公報

平成 22 年 10 月 19 日(火)  
第 8 2 3 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の委託 (613) (文化政策課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (614) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (615) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (616) (経済通商総室) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (617) (東部総合事務所県民局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (618) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (619) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (50) . . . . . 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第613号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第54回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
財団法人米子市教育文化事業団	平成22年10月9日から同月18日まで
日南町	平成22年10月23日から同年11月1日まで
倉吉博物館協会	平成22年11月8日から同月24日まで

## 鳥取県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
はまむら薬局	鳥取市気高町北浜三丁目131-2	平成22年10月1日
よねだクリニック	鳥取市気高町北浜三丁目131-1	〃
医療法人さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	〃
しみず皮膚科医院	米子市角盤町四丁目23	〃
住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	〃

## 鳥取県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
水川クリニック	鳥取市叶316-7	平成22年8月15日
さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	平成22年9月30日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目23	〃
住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	〃

**鳥取県告示第616号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ倉吉北店  
倉吉市河北町128-1、128-2、145、146、147、148、152-1及び152-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年6月9日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,994㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 122台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 145.20㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 23.96㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 3か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後8時まで

- 7 届出年月日  
平成22年10月8日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成22年10月19日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局  
倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課
- 11 意見書の提出  
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第617号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年10月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人フェリース
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岡村 恵美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市徳尾334-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、ノーマライゼーション社会の実現に向け高齢者・障がい者・児童等の方に、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出について、当該指定居宅サービス事業者の破産管財人から届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社小倉水道	有限会社小倉水道	東伯郡北栄町東園 285-7	平成22年9月3日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

**鳥取県告示第619号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づく指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出について、当該指定介護予防サービス事業者の破産管財人から届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社小倉水道	有限会社小倉水道	東伯郡北栄町東園 285-7	平成22年9月3日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第50号**

平成22年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年10月22日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 政治団体関係者研修会の開催について
  - (2) その他

**調 達 公 告**

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察人事管理システム機器賃貸借及び保守業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 履行期間

#### ア 調達案件に係る機器の納入期限

##### (ア) 仮納入期限

平成22年12月21日（火）

##### (イ) 本納入期限

平成23年1月31日（月）

#### イ 調達案件に係る機器の賃貸借期間及び保守期間

平成23年2月1日から平成28年1月31日まで

### (5) 入札書の記入方法等

入札書に記載する金額は、調達案件に係る機器設定及び搬入設置調整に要する費用、(4)イの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における機器の撤去、処分その他の費用を含む。）並びに保守料の合計額を(4)イの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、この制限付一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年11月2日（火）午後5時までに4(2)の場所に提出すること。

### (3) この公告に示した物品を1(4)アの納入期限までに1(3)の履行場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### (4) 平成22年10月19日（火）から同年11月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年10月19日(火)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年11月19日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4(1)の場所に平成22年11月11日(木)午後3時まで提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。